

認定心理士 25 周年記念教育事業資金に関する規程

- 1 本規程は、認定心理士 25 周年記念教育事業にかかわる特定費用準備資金（以下、資金という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。
- 2 資金は、認定心理士 25 周年記念教育事業の実施のみに充当する。
 - 2 資金の計画期間、実施時期、積立限度額は、理事会の決議により、別に定める。
- 3 資金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 資金とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会において資金に繰り入れることを決議した財産
- 4 資金は、計画的な取り崩しにより事業の実施にあてる。
- 5 事業の実施上やむを得ない事由により、計画的な取り崩し額を超えて資金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。積立計画の中止、計画期間、実施時期及び積立限度額の変更についても同様とする。
- 6 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

認定心理士~~再教育プログラム~~25周年記念教育セミナー資金に関する規程

- 1 本規程は、認定心理士25周年記念教育セミナーにかかわる特定費用準備資金（以下、資金という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。
- 2 資金は、認定心理士25周年記念教育セミナーの事業の実施のみに充当する。
~~2 資金の計画期間は、平成22年度から平成27年度までとする。~~
~~3 事業の実施時期は、平成27年度とする。~~
~~4 資金の積立限度額は、4,000万円とする。~~
2 資金の計画期間、実施時期、積立限度額は、理事会の決議により、別に定める。
- 3 資金は、次に掲げるものをもって構成する。
 - (1) 資金とすることを指定して寄付された財産
 - (2) 理事会において資金に繰り入れることを決議した財産
- ~~4 資金は、常務理事会が管理し、理事会が認定心理士25周年記念教育セミナーの実施に必要なと認める事業に使用する。~~
- 4 資金は、計画的な取り崩しにより事業の実施にあてる。~~取り崩し額は、予算に計上しなければならない。~~
- 5 事業の実施上やむを得ない事由により、~~予算に計上した~~計画的な取り崩し額を超えて資金の全部または一部を処分しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。積立計画の中止、計画期間、実施時期及び積立限度額の変更についても同様とする。
- 6 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

附 則

- 1 本規程は、~~平成xx年xx月xx日~~公益社団法人への移行の認定を受け、移行の登記をした日より施行する。